８監理支援を行った監理型育成就労に係る事項	①育成就労実施者届出受理番号				
	②監理型育成就労実施者の氏名又は名称	（ふりがな）			
	③育成就労計画	i	認定番号		
			監理型育成就労外国人の氏名	ローマ字	
				漢字	
		ii	認定番号		
			監理型育成就労外国人の氏名	ローマ字	
				漢字	
		iii	認定番号		
			監理型育成就労外国人の氏名	ローマ字	
				漢字	
		iv	認定番号		
			監理型育成就労外国人の氏名	ローマ字	
				漢字	
９監理型育成就労継続のための措置					
10 備考					

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　表題中のチェックボックスについては「事業廃止届出書」、「事業休止届出書」のいずれか片方のみにチェックマークを付すこととし、両方にチェックマークを付さないように留意すること。
3　３欄及び４欄は、届出前の事項を記載すること。
4　４欄は、監理支援事業を行う事業所の全てを記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　６欄は、届出の内容が事業の休止の場合にのみ記載すること。
6　７欄は、廃止又は休止する理由について具体的に記載すること。
7　８欄は、直近の許可の有効期間において監理支援を行った監理型育成就労に係る事項について全て記載すること。また、監理型育成就労実施者ごとに、届出の際に現に監理支援を行っていた育成就労計画について記載すること。その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　10 欄は、休廃止の届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

別記様式第22号（第65条関係）

第１面

第　　号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律
第35条第２項において準用する同法第13条第２項に規定する立入検査証
（同法第104条第１項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。）

写

真

職名及び氏名

年　　月　　日生
年　　月　　日交付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

第２面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

（報告徴収等）
第13条　（略）
2　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収等）
第35条　主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、監理型育成就労関係者（監理支援機関等又は監理型育成就労実施者若しくは監理型育成就労実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは監理型育成就労関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは監理型育成就労関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは監理型育成就労関係者に係る事業所その他監理型育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2　第13条第２項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。